特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

平成31年6月19日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
固定資産税に関する事務					
地方税法等に基づき、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価、賦課、証明書発行、統計処理等をを実施する。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。					
(1) 地方税の課税標準の決定又は更正に関する事務 (2) 税額の決定又は更正に関する事務 (3) 賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税 の 調査(犯則事件の調査を含む。) (4) 減免申請に関する事務					
固定資産税システム 団体内宛名統合システム 中間サーバー					
・番号法第9条第1項及び別表第一の第16項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は 地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの					
ステムによる情報連携					
<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定					
【番号法第19条第7号及び別表第二】					
(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」又は「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項					
27の項					
(別表第二における情報提供の根拠) ・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)					
・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)					
・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 旦当部署					
・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 旦当部署 税務課 資産税係					
・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 旦当部署 税務課 資産税係					
・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 旦当部署 税務課 資産税係					
・なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 旦当部署 税務課 資産税係 税務課長					

税務課 資産税係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5012

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成31年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
<選択肢>						
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手	を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	D取扱いの委託		[]委託しな い			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じた	:提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・決	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査						
実施の有無	[] 自己点検	[〇] 内部監	査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	外					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている			

変更箇所

変更箇		****	**************************************	#B U of #B	+B (1) p+ #B (- /5 7 = 2 pp
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	評価書名 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	国定資産税関係事務 基礎項目評価書	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書 邑楽町は、固定資産税に関する事務における 特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特 定個人の消えいやその他の事態発生によ る個人のブライバシー等の権利利益に与える影 響を認識し、このようなリスクを軽減するための 適切な措置を講じたうえで、個人のブライバ シー等の権利利益の保護に取り組んでいること を宣言する。	事後事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の名称	固定資産税関係事務	固定資産税に関する事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産) の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②減免処理事務	地方税法等に基づき、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価、賦課、証明書発行、統計処理等をを実施する。 地方稅法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)地方税の課税標準の決定又は更正に関する事務(2)稅額の決定又は更正に関する事務(2)稅額の決定又は更正に関する事務(3)賦課決定通知書の送達、納税の告知、督促及び滞納処分その他の地方稅の賦課徵収又は地方稅の調査(犯則事件の調査を含む。)(4)減免申請に関する事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、団体内宛名統合システム	固定資産税システム 団体内宛名統合システム 中間サーバー	事後	
平成29年1月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項	・番号法第9条第1項及び別表第一の第16項 地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調 査を含む。)に関する事務であって主務省令で 定めるもの	事後	
平成29年1月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠)・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村 別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村 民工は「地方税法その他の地方税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方 税の賦課徴収に関する事務であって主務省令 で定めるもの」を処理するために第3欄(情報 提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供 を求めることができるとされている項 27の項 (別表第二における情報提供の根拠)・なし(本事務において、情報提供ネットワーク システムによる情報提供は行わない)	事後	
平成31年6月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年6月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	